

阿久比町監査公表第9号

平成25年8月30日付け提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年10月25日

阿久比町監査委員 関 又 男

阿久比町監査委員 勝 山 制

阿 監 発 第 1 1 号

平成25年10月25日

請求人

A 様

阿久比町監査委員 関 又 男

阿久比町職員措置請求について（通知）

平成25年8月30日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成25年8月30日、これを受理した。

第2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年9月25日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

### 第3 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

1. 阿久比町が発注した町道1058号線道路維持補修工事において、平成24年8月2日付けで公文書公開請求し、平成24年8月23日の公文書公開時に見積書の徴収がなく発注したこと及び平成25年1月31日付けで公文書公開請求し、平成25年3月15日の公文書公開時に見積書及び作業日報が存在することは見積書及び作業日報が捏造、改ざんされたものであることから、阿久比町契約規則に違反する。

2. 請求人が試算したところ、以下のとおり過払金がある。

工事記録に記載している平成24年7月26日のダンプトラック及びバックホウの工事写真が一切なく、ダンプトラック及びバックホウの数量がそれぞれ7時間分（ダンプトラックについては、1時間当たり7,300円の7時間分で51,100円、バックホウについては1時間当たり12,860円の7時間分で90,020円）が水増請求金額である。

3. 以上のことから、機械借上料141,120円が過払いの損失額である。

4. 阿久比町が発注した町道1058号線の工事の支払いの一部が不当利得、（不当利得の返還義務は民法第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。）不法行為（不法行為による損害賠償は、民法第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。）及び共同不法行為（共同不法行為の責任は、第719条第1項 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。）によるもので違法な支出である。

予算の編成は、地方財政法第3条第1項で「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、地方財政法第4条第1項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」、地方自治法第2条第14項は「地

方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定していることから地方自治体の事務事業については、必要最小限の支出を行う注意義務が地方自治体の長にある。

よって、阿久比町長は竹内啓二及び担当職員に対し141,120円を連帯して阿久比町に賠償させるための措置を講ずるよう求める。

#### 第4 監査の方法

請求書の事項について建設経済部長、建設環境課長、同課長補佐及び担当職員から事情を聴取するとともに、関係書類の監査を行った。

#### 第5 監査の結果

##### 1 主文

本件請求は、措置の必要を認めない。

##### 2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員事情聴取などから、次のとおりの事実が認められた。

- ① 当該工事は、大字萩および大字宮津より要望があり施工した工事である。大字萩の要望は、水路に蓋がない箇所があるため、水路に蓋を設置してほしいという趣旨の内容であり、工事日報では平成24年7月27日に工事を行っている。また、大字宮津の要望は、蟹田川河床の草刈りを大字で施工するにあたり、費用負担の大きい機械借上の費用を町の機械借上の予算で負担してほしいという趣旨の内容であり、工事日報では平成24年7月26日に工事を行っている。

また、請求人が写真がないとしている、平成24年7月26日に施行した大字宮津の要望にて施工した蟹田川河床の草刈り工事の写真は存在している。

ここで、大字宮津の要望にて施工した蟹田川河床の草刈り工事については、町の発注書には路線名及び工事箇所の記載をしていない。その理由としては、事業主体が町ではなく大字宮津であり、町として機械借上の数量以外は把握しておらず、修繕工事のように1つの工事としては認められないと判断したためであり、町の発注書には2路線名及び2工事箇所の記載をしていないが、支払いについては、2つの場所の工事施工分である。

本町では、当該工事の発注及び契約方法については、従来、工事設計書の作成を省略し、業者より見積書を徴し、その内訳を8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持事業費の内の7節賃金の人夫賃（普通作業員を対象）、14節使用料及び賃借料の重機借上料、16節原材料費の補修用材料の費目毎に振分け発注書により発注し、業者に作業実績等を書類等により報告させて内容を検収し、最終的にその中に諸費用を含む形で工事費を支払う方法で工事を実施していた。

この費目毎の単価については、人夫賃は県単価を用い、補修用材料は県単価及び町の単独単価を用い、重機借上料については、町の単独単価として年度当初に運転手、機械損料、燃料費の諸経費を含む借上単価を機種毎に決定し用いている。

平成24年8月2日付けで公文書公開請求し、平成24年8月23日の公文書公開時に、公文書として見積書及び現場作業日報が存在しなく公開できなかったことについては、上記のとおり費目毎に振分けた発注書により発注しており、その際、当初に業者より徴した見積書は発注書作成の際の参考資料として使用し、保存はしていなかったためである。

平成25年2月20日付け阿久比町監査委員からの勧告により、各々の道路維持補修工事の追加資料として必要があると判断し、各業者に追加資料の提出を依頼して書類を整えた。

このため、平成25年1月31日付け公文書公開請求の平成25年3月15日の公開時には、見積書及び現場作業日報は存在することになったものである。

- ② 当該工事における発注金額について、県の積算基準を基に作成した金額と町の発注書の金額を比較する。

まず材料費について比較すると、最初に鉄筋であるが、町の発注書には計上していないが、工事写真にも記載されているとおり、施工上必要な材料であるために計上し、県の積算基準での数量は0.004tとなる。

次に生コンクリートであるが、県の積算基準での数量は1.0m<sup>3</sup>であり、町の発注書の数量より2.0m<sup>3</sup>少ない。次に蓋であるが、県の積算基準での数量は4枚であり、町の発注書と同じ4枚である。

県の積算基準を基に作成した材料費の計は34,293円となり、町の発注書の金額は諸経費を含み59,682円となっている。

次に機械借上について比較すると、最初にバックホウであるが町の発注書では10hと計上されている。このうち日報では平成24年7月2

6日に7h、同年7月27日に3h使用している。

まず、平成24年7月26日に使用したバックホウであるが、これは大字宮津の蟹田川でおこなった草刈りにて使用したものであり、工事箇所の規模や現場条件から3h程度使用したと考えられる。

次に平成24年7月27日に使用したバックホウであるが、これは大字萩の蓋設置工事にて使用したものである。工事箇所の規模や現場条件から1h程度使用したと考えられ、合計4h程度使用したと考えられる。

次にダンプトラックであるが町の発注書では12hと計上されている。このうち日報では平成24年7月26日に7h、同年7月27日に5h使用している。

まず平成24年7月26日に使用したダンプトラックであるが、これは大字宮津の蟹田川でおこなった草刈りにて使用したものである。工事箇所の規模や現場条件から3h程度使用したと考えられる。

次に平成24年7月27日に使用したダンプトラックであるが、これは大字萩の蓋設置工事にて使用したものである。工事箇所の規模や現場条件から1h程度使用したと考えられ、合計4h程度使用したと考えられる。

よって、町の発注書の数量は県の積算基準を基に作成した数量よりバックホウについては6h、ダンプトラックについては8h多い。

次にはつり機であるが、これは大字萩の蓋設置工事で既設水路の取壊しに使用している。町の発注書には計上していないが、工事写真にも記載されているとおり、施工上必要な借上機械であるために計上し、県の積算基準での数量は0.8日となる。

次にハンマドリルであるが、これは大字萩の蓋設置工事で柵のコンクリート打設にあたり鉄筋設置が必要なため使用している。この数量は町の発注書には計上していないが、施工上必要な借上機械であるために計上し、県の積算基準での数量は0.14日となる。

次にユニック4tであるが、これは大字宮津の蟹田川でおこなった草刈りにて使用している。町の発注書には計上していないが、工事写真にも記載されているとおり、施工上必要な借上機械であるために計上し、工事箇所の規模や現場条件から2h程度使用したと考えられる。

県の積算基準を基に作成した金額の機械借上の計は94,980円となり、町の発注書の内容は諸経費を含み227,010円となっている。

次に人夫費について比較すると、まず普通作業員であるが、県の積算基準での数量は1.8人となる。次に型枠工であるが、県の積算基準で

の数量は0.41人となる。次に特殊作業員であるが、県の積算基準での数量は1.8人となる。次に世話役であるが、県の積算基準での数量は0.50人となる。

県の積算基準を基に作成した人夫賃の合計数量は4.51人となり、町の発注書ではすべての人夫費を普通作業員として1人計上し、町の発注書の数量は、県の積算基準での数量より3.51人少ない。

県の積算基準を基に作成した金額の人夫費は70,965円となるが、町の発注書のコストは13,700円となっている。

また、県の積算基準を基に作成した金額には、町の発注書には記載がない諸経費等があるが、内訳としては処分費（コンクリート殻）と諸経費であり、県の積算基準によると工事費は直接工事費と諸経費（間接工事費）があり、直接工事費は工事を施工するのに直接必要とする費用であり、それ以外の費用が諸経費となる。

処分費のコンクリート殻処分であるが、大字萩の蓋設置工事で既設水路の取壊しにて発生したコンクリート殻の処分費である。町の発注書には計上していないが、県の積算基準による数量は1 m<sup>3</sup>となる。

次に工事内容ごとに県の積算基準にて諸経費率が決まっており、諸経費が計上され県の積算基準による諸経費等の計は110,562円となり、町の発注書には計上が無い。

県の積算基準を基に作成した金額の材料費、機械借上、人夫賃、諸経費等の合計金額に消費税を加算した合計金額は310,800円となり、町の発注書の材料費、機械借上、人夫賃の総合計金額300,392円は、県の積算基準を基に作成した金額より下回っている。

### 3 監査委員の判断

本件町道1058号線道路維持補修工事に係る発注、支払方法等について、関係者からの事情聴取等をもとにして判断した結果は、次のとおりである。

町が発注した町道1058号線道路維持補修工事において、工事設計書の作成を省略し、業者より見積書を徴し、その内訳を8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持事業費の内の7節賃金の人夫賃（普通作業員を対象）、14節使用料及び賃借料の重機借上料、16節原材料費の補修用材料の費目毎に振分け発注書により発注し、業者に作業実績等を書類等により報告させて内容を検収し、最終的にその中に諸費用を含む形で工事費を支

払う方法で工事を実施していたことにより、普通作業員の人数、機械借上料の時間、補修資材料の数量等は、実際の作業内容とは異なるものとなることは明らかである。この様な事務処理は、実際の出来高数値と異なるものとなることから、阿久比町契約規則及び地方自治法施行令第167条の2（随意契約）に違反すると考えられ、また、2か所の工事現場を1か所の工事路線名等で発注及び支払したことは、請求人の主張するように水増し請求であるといった見解を招く要因となると考える。

しかし、請求人は、請求人独自の積算方法により機械借上料及び材料費を試算し、その試算結果から過払いの損失があるとしているが、県の積算基準を基に作成した金額とは相違があり、正規の工事設計による機械借上に係る積算方法とは異なることから、請求人の試算結果をもって過払いの損失があるとは言えないと考える。また、県の積算基準を基に作成した合計金額と阿久比町が支払した金額を比較しても、阿久比町に損害は発生していない。

さらに、本件町道1058号線道路維持補修工事を含む平成24年度以前の工事については、発注及び支払方法等の一部に事務を怠った事実があるとし、平成25年2月20日付け阿久比町職員措置請求についての勧告によりすでに勧告済みであり、平成25年4月以降の工事については既に改善されている。よって、本件請求は、措置の必要を認めない。

#### 監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、町当局に次のとおり意見を付するものとする。

町職員は、その従事する事務において、慣行的な事務であっても適正であるか改善すべきかなど、絶えず問題意識を持って事務に当たり、適切な事務の遂行に努め、住民の負託に応える必要がある。